

令和2年第4回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）目次

◎ 第1日（11月30日開会）

会議日時	1
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	2
説明員	2
議会事務局出席職員	2
開会	3
開議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第15号	
提案理由の説明（猪股副管理者）	4
質疑	5
小沢和悦議員	5
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	5
小沢和悦議員	5
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	6
小沢和悦議員	6
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	6
小沢和悦議員	6
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	6
小沢和悦議員	7
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	7
小沢和悦議員	7
（答弁）二瓶消防本部総務課長	7
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	7
小沢和悦議員	7
（答弁）藤島事務局長兼総務課長	8
（答弁）小山消防本部消防次長	8
小沢和悦議員	8
（答弁）小山消防本部消防次長	8

小沢和悦議員	8
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	9
小沢和悦議員	9
表決	10
議案第16号	
提案理由の説明(猪股副管理者)	10
質疑	11
小沢和悦議員	11
(答弁) 藤島事務局長兼総務課長	11
表決	12
請願第1号, 請願第2号, 請願第3号, 請願第4号, 請願第5号	
委員長報告(大橋請願審査特別委員長)	18
討論	24
富田文志議員	24
山田和明議員	24
小沢和悦議員	25
山田和明議員	26
小沢和悦議員	27
山田和明議員	28
小沢和悦議員	29
山田和明議員	30
小沢和悦議員	30
小沢和悦議員	32
表決	32
閉会	35

令和2年第4回大崎地域広域行政事務組合議会（臨時会）議事日程（第1号）

1 会議日時

令和2年11月30日（月）

午前10時00分開会～午後0時05分閉会

2 議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第16号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第5
 - 請願第1号 東部斎場整備事業の名称変更等を求める請願
 - 請願第2号 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
 - 請願第3号 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
 - 請願第4号 「焼却」施設の設置及び運営に関する請願
 - 請願第5号 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願

3 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第16号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）
- 第5
 - 請願第1号 東部斎場整備事業の名称変更等を求める請願
 - 請願第2号 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
 - 請願第3号 東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願
 - 請願第4号 「焼却」施設の設置及び運営に関する請願
 - 請願第5号 東京電力福島第一原発事故による放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願

4 出席議員（15名）

- | | | | |
|----|-------|----|--------|
| 1番 | 相澤孝弘君 | 2番 | 佐藤仁一郎君 |
| 3番 | 富田文志君 | 4番 | 山田和明君 |
| 5番 | 小沢和悦君 | 6番 | 中山哲君 |
| 7番 | 福田弘君 | 8番 | 工藤清悦君 |

9番 三浦又英君
11番 後藤洋一君
13番 大橋昭太郎君
15番 平吹俊雄君

10番 伊藤淳君
12番 久勉君
14番 吉田真悦君

5 欠席議員 (なし)

6 説明員

副 管 理 者 猪 股 洋 文 君
副 管 理 者 遠 藤 稔 雄 君
副 管 理 者 金 森 正 彦 君
業 務 課 長 柴 岡 雄 司 君
施 設 整 備 課 長 村 上 文 彦 君
消 防 本 部 長 小 山 年 秋 君
消 防 次 長

副 管 理 者 早 坂 利 悦 君
副 管 理 者 相 澤 清 一 君
事 務 局 長 兼 長 藤 島 善 光 君
事 務 課 長
施 設 管 理 課 長 横 田 宏 幸 君
消 防 本 部 長 佐 藤 光 弘 君
消 防 本 部 長
消 防 次 長 二 瓶 敏 之 君
消 防 次 長

7 議会事務局出席職員

事 務 局 長 安 倍 潔 君
主 査 遠 藤 美 紀 君
総 務 課 長
総 務 企 画 係 長 高 橋 正 樹 君

次 兼 議 事 係 長 柳 川 敦 君
長 兼 議 事 係 長
総 務 課 長
契 約 管 財 係 長
主 幹 兼 係 長 佐々木 聡 君

会 議 の 経 過

開 会

午前10時00分

○議長（相澤孝弘君） おはようございます。

出席議員定数に達しておりますので、令和2年第4回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会は成立いたしました。

よって、開会いたします。

開 議

○議長（相澤孝弘君） これから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程第1号をもって進めてまいります。

「日程第1 会議録署名議員の指名」

○議長（相澤孝弘君） 日程第1、本日の会議録署名議員を指名いたします。3番富田文志議員、15番平吹俊雄議員のお二人にお願いいたします。

地方自治法第121条の規定により、お手元に配付のとおり説明員の出席通知がありましたので、御報告いたします。

「日程第2 会期の決定」

○議長（相澤孝弘君） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

ここで、金森副管理者から発言の申出がありますのでこれを許します。

金森副管理者。

○副管理者（金森正彦君） おはようございます。

お許しをいただきましたので、私から、今般管理者が新型コロナウイルス感染症に感染したことに対する報告について申し上げます。

既に報道などで御存じの方もいらっしゃるかと存じますけれども、管理者は大崎市長として11月18日朝から20日午後まで東京都で公務に従事しておりました。11月18日に陽性が判明した県内1,052例目の感染者との接触履歴があったことから、11月20日にPCR検査を実施し、翌21日に陽性が判明いたしました。陽性判明に伴い感染症指定医療機関

に入院されました。11月28日に退院され自宅療養中ではありますが、本臨時議会に出席できないため、11月25日付で地方自治法第121条の規定に基づき、組合議会議長に欠席の届出を行ったところであります。

管理者の職務代理者につきましては、組合職務代理規則第2条の規定に基づく第1順位の職務代理者は猪股副管理者であります。管理者は加療中も重篤な状態ではないため、常に連絡が取れる状況にあり、通常業務においては職務代理を置かず、業務に支障がないよう対応してまいりました。

今議会につきましては、管理者が欠席するに当たり、管理者からは猪股副管理者に提案理由の説明などの対応をお願いするよう連絡がありましたことを御報告申し上げます。議員皆様方の御理解を賜りますようお願い申し上げます。

「日程第3 議案第15号 大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例」

○議長（相澤孝弘君） 日程第3 議案第15号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

猪股副管理者から提案理由の説明を求めます。

猪股副管理者。

○副管理者（猪股洋文君） おはようございます。

管理者に代わりまして、提案理由を説明させていただきます。

議案第15号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

議案書の1ページ及び条例の一部改正に関する資料の1ページをお開き願います。

本年10月7日、人事院は国家公務員の給与改定について勧告を行い、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が11月27日に参議院本会議で可決され、成立いたしました。本組合といたしましては、情勢適応、均衡の原則の観点から、人事院勧告を基本として組合の現状及び構成市町の状況等に鑑み、所要の改正を行うものであります。

まず、第1条及び第2条につきましては、職員の給与に関する条例の一部改正であり、期末手当の支給月数を年間0.05月分引き下げるものであります。本年度については、12月期末手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月ともに0.025月分引き下げるものであります。

次に、第3条及び第4条につきましては、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正であり、常勤の特別職の期末手当について、一般職同様、年間0.05月分

引き下げるものであります。今年度については、12月期末手当で0.05月分、来年度以降は6月、12月ともに0.025月分引き下げるものであります。

以上、議案第15号について御説明を申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明とさせていただきます。

○議長（相澤孝弘君）　これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君）　おはようございます。

ただいま上程されました議案第15号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例につきまして質疑させていただきます。

ただいま副管理者から提案理由の説明がございました。いろいろ減額理由について伺ったところでございますが、端的に私からもっと伺いたいことがありますので、お答えいただきたいと思っております。当事務組合職員への現在の期末手当は多過ぎるから0.05か月分削減するというものなのでしょうか、お聞かせいただきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君）　藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君）　お答えをさせていただきます。

議員からは、高過ぎるからかというところでございますけれども、今回、民間事業者のほうにはボーナスが支給できない事業者もあるという実態などを受けまして、公務員だけはこれまでどおりということでどうだというところで、今回の人事院勧告のほうがあったものと認識をしているというところでございます。また、地方公務員給与の原則として情勢適応の原則、均衡の原則として、さらに先ほど副管理者の説明にもございましたけれども、構成市町の状況に鑑みて、当組合でも期末手当を引き下げたいというところで、条例改正を今般上程させていただいたというところでございます。

○議長（相澤孝弘君）　小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君）　さっき副管理者から、今お話しいただいたようなことは説明を受けたのです。私が聞いているのは、当事務組合職員の期末手当が高いから下げるのですかと、よそと比べてという趣旨のことを聞いたのですよ。構成市町が臨時議会を開いて、それぞれ0.05か月分削減したというのはマスコミなどでも知っていますので、ただ率直に言って、私は広域行政事務組合の職員の皆さんの日常生活、我々市民に対する様々な形での御努力・御尽力に心から敬意を表してはいますが、それほど手当は多くないと。この6年間でいいますと、人事院勧告の増額分は全て勤勉手当に充てられてきた、増額分。期末手当は変化がないのですよ、ずっと。言ってみれば、生活給の中にきちっと、言ってみれば計算されている分ですよ、職員の皆さんの。そこのところから、私は申し上げているのであります。高いから下げるのかどうかということについては、そうでないのならそうでないと答えてください。

○議長（相澤孝弘君）　藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

繰り返しになりますけれども、構成市町の状況に鑑みまして、今回の条例改正をお願いしているというものでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 私が聞いている趣旨が分かりますか。低いところがもっと下げたらひどいのじゃないかということなのです。だから、高いから下げるのですかということなのです。

ところで、人事院勧告というのは、国家公務員の給与、それからボーナス等に対する勧告をしているわけですね。じゃあちょっと聞きますよ。今回の人事院勧告で期末手当の0.05か月分というのは、国家公務員の平均でいいますと2万1,000円の減額だそうです。そして、年間にしますと673万4,000円になるのだそうですよ。大崎広域の場合はどうなりますか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 大崎広域の場合ですと、行政職と消防職というものがございまして、行政職につきましては1人当たり1万5,217円、消防職については1万4,927円というところになります。（「年間は」の声あり）

すみません。年間はちょっと手元に資料ございませんので、後ほど。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 国家公務員の場合はそういったわけで673万4,000円になるのだそうですが、広域の場合はこんなになっていないのだね。正確に数字を出してみませんが、今、人事担当はそこにいるの。分かるのだったら、ぱっとそろばんはじいていけば分かるでしょう。いいですか。国家公務員に対する勧告なのですよ、基本的には。

それと、もともと、かつては従業員が300人以上の職場の平均の賃金、給料、それから給与、これを参考にして人事院勧告というのは出されていたのですよね。これを公務員給与を下げる、言わば上げないために、ぐっと下げて50人以上の従業員の職場の給料や給与、これを参考にして勧告を出すようになった。こういったことなのですね、歴史的に見ますとね。ですから、今計算して発表していただきたいのですよ。国家公務員よりも上になるのだったら私はやっぱりそれはやむを得ないと言います。そこよりぐっと下がるのであれば、下げる必要がないのじゃないかと私は思うのですよ。ですから、そのところをちょっと正確にお聞きしたいのですね。私が別な質疑をしているうちにそれを計算してください。

ところで、労働条件に関する重要なことでありますので、普通の場合ですと労働組合、労働組合がないところについては、それに代わる何らかの職員の組織とのこの問題についての話し合いはなされているのでありましょうか。なされていればその結果と、それからもしそのときに条件などが示されていれば御答弁いただきたいと思えます。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えをいたします。

労働組合につきましては、11月4日に話合いのほうを行わせていただいたところでございます。この話合いでは、組合側からは快く御理解をいただいたというところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 労働組合というのは職員の何人ぐらいを代表している組合でしょうか。何名中何名か。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） すみません。正確な数字を持ってございませんので、後ほど改めて御報告させていただきたいと思っております。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 消防職員は、日本の法律では労働組合はつくって争議などしてはならないような仕組みになっているのじゃなかったでしょうか。それに代わる組織とは話合いをやったのですか。

○議長（相澤孝弘君） 二瓶総務課長。

○消防本部総務課長（二瓶敏之君） お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、消防職員に関しましては、地方公務員法において労働組合の結成、または加入を禁じられておりますことから、消防組織法の規定によりまして、消防職員委員会を消防本部に設置して対応しているところでございます。この制度につきましては、消防職員から意見を幅広く求めることによりまして、消防事務に職員の意見を反映し、円滑な消防事務の運営に資することを目的としているところでございます。

同委員会につきましては、年1回を通例として年度前半に開催するとともに、職員の意見があればその都度開催することとされております。今年度におきましては5月29日に開催し、3件の意見が提出され、委員会において審議をして消防長に意見を提出し、全て実施することとされております。以上でございます。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） すみません。手元に資料があったのをちょっと見過ごしておりました。

先ほど議員のほうから組合の加入率というようなお話がございました。現在、消防を除く部分になりますけれども、加入率は64%ということで59名の方が労働組合に加入しているという状況でございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） そうすると、組合員は0.05か月分の減額については了解と、了承と。ほかの人たちはどうなのですかね。

それと、消防職員委員会なのですが、5月29日に3件の審議をして消防長に意見を上げたということですが、今回の0.05か月分の改定というのは、10月7日の人事院勧告なのですね。この勧告が出てから、この勧告の問題に関しては消防職員委員会では何か論議をしてい

るのでしょうか。もしくは報告をして、0.05か月削減という勧告が出たと。もしかしたら、この消防職員もそういうことで議会に提案されるかもしれませんよというようなことで話したのですか。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） まず私からちょっとお答えさせていただきます。

先ほど議員から、組合に入っていない職員に対しての告知をしたかどうかというところがございます。このことに関しましては、消防も含めまして、課長等会議というものがございます。そういった中で、連絡という形で周知願いたいというお話をさせていただいているというところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小山消防次長。

○消防本部消防次長（小山年秋君） それでは、消防委員会の提案については私から報告をさせていただきます。

今年度の人事院勧告につきましては、情報提供は全て署所にしておりますが、人事院勧告を受けた後に職員からのこの条例改正についての意見等の提出はございませんでした。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） そうしますと、0.05か月分の減額、削減というのは、勧告は知っているけれども、皆さんそれでよろしいですかというようなことは聞いてはいないでしょうね、聞いているの。

○議長（相澤孝弘君） 小山消防次長。

○消防本部消防次長（小山年秋君） 職員一人一人から意見聴取をするということとはございませんが、あくまでも消防職員委員会につきましては、消防職員からの意見提出が委員会の開催の前提でございますので、意見を聴取している事実はありません。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 恐らく知らない人もいるのじゃないかと思うのね、職員の中にはね。そして、先ほどの消防職を除く行政職の方々も、言ってみれば別に課長会議で連絡はしたかもしれませんが、下げるといって提案をしますよということで、職員から、みんなからやむを得ないという返事を取ったのではないのだろうと思うのですよ。それでもどうしても期末手当は構成1市4町が0.05か月分、何であれ削減したと。構成市が0.05か月分削減したのに、その負担金で成り立っている広域が0.05下げないわけにはいかないというような苦しいことなのではないか、これね。それでやむを得ないということなのですかね。

私はこんなふうに思っているのですよ。消防職員の皆さんは、全部で320名近くいらっしゃる。他の仕事に就いている方々は90名ぐらいということなのですね。消防職員の皆さんには24時間体制での救急業務で年間約9,000人もの圏域の住民の命を守る活動をやっただいておりますし、また災害発生時には、これも昼夜を問わず人命救助の活動などに非常に頑張っている。圏域の住民にとっては、生活をまさに下支えする大事な仕事である

し、他の衛生などを含めまして、業務も非常に大事な仕事を市民生活の関係でやってもらっているのですよ。大崎広域の事務組合のラス指数については前に発表していただいたところですが、決してよそと比べて高い水準ではないと思っております。なおさら期末手当についていえば、それに連動して低くなってまいります。今回の期末手当の0.05か月分の削減というのは、金額にしますと約600万円のように。

そこでなのですが、今回は、さっき副管理者からの説明もあったような理由もあるので引き下げざるを得ないとするならば、この約600万円相当分については、福利厚生面を含め職員の皆さんが快適に仕事ができるような今後の配慮、そういった面で何か穴埋めするような工夫はできないものでしょうかね。

○議長（相澤孝弘君） 藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） お答えいたします。

前回の議会でも議員から福利厚生というお話を頂戴したところでございます。そのときも御説明を申し上げておりますけれども、働きやすい職場づくりということで、現在、当組合のみならず、多くの公務員の方が心を痛めて病休に入ってしまったという事例が見受けられるというところでございますので、そういった心のケアなどを中心にやっていこうということで、来月にも組合主催で職員を対象としたメンタルヘルスの講習会、そういったものをまめに実施していくというところで考えているところでございます。

○議長（相澤孝弘君） 小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 前回の定例会で、私が申し上げました福利厚生面という場合に、以前には職場のレクリエーションとか、その他というのもやっぱりいろいろあったのですよ。今、そういったこともなくなってきた。なおさらこの大事な職務をなさっておられる消防職員の皆さんは、以前は採用されて、年に辞める、途中で退職される方はゼロ、または1名程度だったのが、最近はその4名だ5名だというような状況にもなっております。今、コロナも含めまして職場にお勤めの方々、様々なストレスがたまって、そして鬱状態になる方々も増えてきているという中では、今回の期末手当は構成1市4町の0.05か月分削減ということからやむを得ない措置かとは思いますが、ただいま申し上げましたような観点から、ぜひ職員の皆さんの待遇改善、福利厚生の充実に努めていただくよう強く求めまして私の質疑を終わります。

○議長（相澤孝弘君） 以上で通告による質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結いたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第15号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第15号大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

「日程第4 議案第16号 令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）」

○議長（相澤孝弘君） 日程第4 議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

猪股副管理者から提案理由の説明を求めます。

猪股副管理者。

○副管理者（猪股洋文君） 議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

補正の主な内容については、議案第15号で御説明申し上げました大崎地域広域行政事務組合職員の給与に関する条例及び大崎地域広域行政事務組合特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正に伴う職員人件費及び共済費について減額補正するものであります。

議案書の2ページをお開き願います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出ともに282万6,000円を減額し、予算総額を132億3,386万8,000円に定めるものであります。

歳入歳出予算の補正は3ページの第1表に掲載のとおりであります。

次に、令和2年度補正予算に関する説明書について御説明申し上げます。

初めに、歳入の補正予算の内容につきまして御説明申し上げます。

補正予算に関する説明書の3ページ、4ページをお開き願います。

7款1項基金繰入金は、当初予算にて基金繰入れの対象としていた事業費の減額に伴い、282万6,000円を財政調整基金に戻し入れるものであります。

次に、歳出につきまして御説明申し上げます。

5ページ、6ページをお開き願います。

5ページ以降の各款項目の職員人件費につきましては、先ほど御説明しました職員の給与に

関する条例の一部改正等に伴う職員人件費の減額でございますので、節ごとの内訳につきましては説明を省略させていただきます。

1 款 1 項議会費で3万7,000円の減額。

2 款 1 項総務管理費は412万9,000円の増額であり、そのうち一般管理費は職員人件費について40万6,000円の減額、財政調整基金費は職員人件費の減額分について財政調整基金に積み立てるものであります。

2 款 3 項監査委員費で2万4,000円の減額。

3 款 1 項児童福祉費で17万9,000円の減額。

4 款 1 項衛生管理費で12万1,000円の減額。

4 款 2 項保健衛生費は、現在業務を実施している大崎広域斎場整備事業地質調査等業務において、アクセス道路の計画策定等に係る契約変更が必要となったことから282万6,000円を増額し、不動産鑑定評価業務の確定した事業費との財源組替えを行うものです。

4 款 3 項清掃費で80万2,000円の減額。そのうち、ごみ処理施設管理運営費において71万7,000円の減額、し尿処理施設管理運営費では8万5,000円の減額であります。

7 ページ、8 ページをお開き願います。

5 款 1 項消防費で564万8,000円の減額。

6 款 1 項教育総務費で14万4,000円の減額補正であります。

この結果、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ282万6,000円を減額し、令和2年度予算総額は132億3,386万8,000円となりました。

以上、議案第16号について御説明申し上げましたが、何とぞ御審議の上、御可決賜りますようお願い申し上げます、説明といたします。

○議長（相澤孝弘君） これから質疑に入ります。通告がありますので発言を許します。

5 番小沢和悦議員。

○5 番（小沢和悦君） さっきのやつで間に合いましたので。

○議長（相澤孝弘君） よろしいですか。

藤島事務局長。

○事務局長兼総務課長（藤島善光君） 先ほど小沢議員の御質問の中で平均年収の話がございました。平均年収につきましては、事務局といたしまして542万円の平均年収ということになります。また、消防分といたしましての平均年収は560万のところになりますので御報告を申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって質疑を終結といたします。

これから討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 討論なしと認めます。

討論がなければ採決いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから議案第16号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

よって、議案第16号令和2年度大崎地域広域行政事務組合一般会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。

「日程第5 請願第1号から請願第5号までの5か件一括」

○議長（相澤孝弘君） 日程第5 請願第1号から同第5号までの5か件を一括して議題といたします。

〔写〕

請願第1号

東部斎場整備事業の名称変更等を求める請願書

令和2年9月18日

大崎地域広域行政事務組合議会

議長 相澤 孝弘 様

請願者 住所 宮城県遠田郡涌谷町小里字不動50

氏名 大友啓一

紹介議員 大崎地域広域行政事務組合議会議員

久 勉

1, 請願趣旨

- (1) 大崎市古川小野地区において行おうとしている「東部斎場整備事業」の名称を「中央斎場整備事業」等適切な名称に変更するよう議会として努力すること。
- (2) 現在進めている「東部斎場整備事業」の規模を、将来、涌谷町・美里町・大崎市東部の住民が利用しやすい場所に小規模でも別途建設整備できるよう見直した上で、今後の施設設計等に当たるよう議会として努力すること。

2, 請願理由

- (1) 大崎地域広域行政事務組合の斎場に関する構想は、旧古川市以東の斎場を一か所に集約し

「東部斎場」とするものでしたが、当初の候補地として挙げたところが、関係地域の同意を得られないため、設置要望のあった古川小野地区に決まりました。建設予定地は現在の古川斎場より西の場所にあり、大崎地域広域行政事務組合構成市町の中でも涌谷、松山斎場を利用していた地域住民にとって、これまでに比べ極端に不便になることとなります。

については、古川小野地区に建設する斎場については「中央斎場」等の適切な名称に変更するとともに、将来においては、現在、涌谷斎場や松山斎場を利用している地域住民の利便性を考慮した斎場を小規模でも整備し、その名称を「東部斎場」とするよう議会として御努力いただきたいのであります。

- (2) 大崎地域広域行政事務組合は、西地区熱回収施設整備等を約211億円の契約で始めていますが、今後においても東部斎場整備事業に約42億6千万円、新最終処分場建設整備事業に約55億円、中央衛生センター整備事業に70億円前後という大型プロジェクトを抱えています。

これらの総事業費の範囲内で、現在まで涌谷斎場及び松山斎場を利用していた地域住民の利便性を考慮した斎場建設を進めることができるよう事業計画の見直しを求めるものです。構成市町の財政状況は、人口減少等を含め厳しさを増しているのが現状ですので、負担金を増やすことなく事業変更が行われるよう議会としての御努力をお願いするものです。

〔写〕

請願第2号

東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願書

令和2年9月28日

大崎地域広域行政事務組合議会

議長 相澤 孝弘 様

請願者 大崎市古川小泉字下大小50-9
桜の目焼却施設での放射能汚染農林業
系廃棄物の本焼却を考える会
代表委員 大窪 豊
紹介議員 大崎地域広域行政事務組合議会議員
小沢 和悦

【1】請願趣旨

- 1 放射能汚染農林系廃棄物の試験焼却に関する住民訴訟に係る公判が重要な段階を迎えているので、司法の判断を尊重する立場から仙台地方裁判所の判断が示されるまでは本焼却を停止させていただくよう議会としての御努力をお願いします。
- 2 大崎地域広域行政事務組合の焼却施設・中央クリーンセンターの停止基準とされている空間線量基準値0.23マイクロシーベルト/アワーを、大日向クリーンパーク（最終処分場）の基準

値と同じ0.15マイクロシーベルト/アワーに変更していただくよう議会として御努力をお願いいたします。

- 3 東京電力福島第一原発事故発生後において指定廃棄物（8,000ベクレル/キログラム超）とされた放射能汚染農林系廃棄物の処理は、焼却以外の減容化処理の上、住民及び環境に不安を与えない国有地等適切な場所に隔離保管するよう事務組合及び議会から国に申し入れていただくようお願いします。

【2】請願理由

- 1 当局に、大崎市を通じ「本焼却を語り合う集い」への出席をお願いしたところ、「現在係争中なので出席できない」という回答でした。仙台地方裁判所での公判は、裁判長から大崎地域広域行政事務組合側には「内部被曝はあり得ない。放射能漏れはゼロだから」との主張の立証が、原告側には放射能漏れの有無を明確にする測定方法の提示が求められるという重要な段階にあります。そうした段階を考えるなら、「係争中だから出席できない」というより、「係争中だから本焼却は一時停止し、仙台地方裁判所の判断を待つ」ようにしていただきたいのです。
- 2 「0.23マイクロシーベルト/アワー」は、あくまでも除染の対象地域を絞り込むための目安とされたものであり、「安全基準」とかいうものではありません。国際的には人体への放射線の影響を防ぐには、放射線量を極力避けるように努めることが大事とされています。
そうしたことからすれば、最終処分場と焼却施設に稼働停止基準で差をつけなければならない理由などあろうはずありませんので0.23マイクロシーベルト/アワーより低い0.15マイクロシーベルト/アワーにしていきたいのです。
- 3 大崎圏域には、東京電力福島第一原発事故発生後確認された8,000ベクレル/キログラム超の指定廃棄物が存在しています。

年数が経つにつれ放射能濃度が低下し、8,000ベクレル以下となった場合、今の特別措置法上は一般廃棄物とされ、地方自治体にその処理責任が生じる危険があります。また、現状のまま「保管」していて大災害が発生し、昨年台風19号の際の鹿島台での保管場所からの流出などの事態が各地で発生した場合、放射能汚染を拡大する危険もあります。

よって、指定廃棄物とされた農林系廃棄物については、国と東京電力の責任において、焼却以外の減容化と水源地などを除く国有地等安全な場所での保管を国に働きかけていただきたいのです。

〔写〕

請願第3号

東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願書

令和2年9月28日

大崎地域広域行政事務組合議会

議長 相澤 孝弘 様

請願者 涌谷町字六軒町裏 1 1 6 - 3
放射能汚染から天平の郷土を守る涌谷の会
代表 櫻井 伸孝
紹介議員 大崎地域広域行政事務組合議会議員
小沢 和悦

1, 請願趣旨

- (1) 放射能汚染農林系廃棄物の試験焼却に関する住民訴訟に係る公判が重要な段階を迎えているので、司法の判断を尊重する立場から仙台地方裁判所の判断が示されるまでは本焼却を停止させていただきたい。
- (2) 大崎地域広域行政事務組合の焼却施設・東部クリーンセンターの停止基準とされている空間線量基準値 0. 23 マイクロシーベルト/アワーを、大日向クリーンパーク（最終処分場）の基準値と同じ 0. 15 マイクロシーベルト/アワーに変更させていただきたい。
- (3) 東京電力福島第一原発事故発生後において指定廃棄物（8, 000 ベクレル/キログラム超）とされた放射能汚染農林系廃棄物の処理は、焼却以外の減容化処理の上、住民及び環境に不安を与えない国有地等適切な場所に隔離保管するよう国に申し入れていただきたい。

2, 請願理由

- (1) 仙台地方裁判所での公判は、裁判長から大崎地域広域行政事務組合側には「内部被ばくはあり得ない。放射能漏れはゼロだから」との主張の立証が、原告側には放射能漏れの有無を明確にする測定方法の提示が求められるという重要な段階にあります。そうした段階に鑑み、本焼却は一時停止し、仙台地方裁判所の判断を待つべきです。
- (2) 「0. 23 マイクロシーベルト/アワー」は、あくまでも除染の対象地域を絞り込むための目安とされたものであり、「安全基準」とかいうものではありません。国際的には人体への放射線の影響を防ぐには、放射線量を極力避けるように努めることが大事とされています。そうしたことからすれば、最終処分場と焼却施設に稼働停止基準で差をつけなければならない理由などあろうはずありませんので 0. 23 マイクロシーベルト/アワーより低い 0. 15 マイクロシーベルト/アワーにさせていただきたいのです。
- (3) 大崎圏域には、東京電力福島第一原発事故発生後確認された 8, 000 ベクレル/キログラム超の指定廃棄物が存在しています。今の特別措置法上は、8, 000 ベクレル/キログラム超の指定廃棄物の処理については、環境大臣が指定したものは、国が責任をもって、より安全に配慮して処理することになっています。
よって、指定廃棄物とされた農林系廃棄物については、国と東京電力の責任において、焼却以外の減容化と国有地等安全な場所での保管を国に働きかけていただきたいのです。

〔写〕

請願第 4 号

「焼却」施設の設置及び運営に関する請願書

令和2年9月28日

大崎地域広域行政事務組合議会
議長 相澤 孝弘 様

請願者 大崎市岩出山池月上宮横山27
代表者 協栄会会長 阿部忠悦
行政区長 阿部忠彦
保全協議会会長 中條 敏
紹介議員 大崎地域広域行政事務組合議会議員
小沢和悦

【請願項目】

- 1, 地元との約束である「申し合わせ」を守るよう働きかけてください。
- 2, 現在行っている「本焼却」は、健康被害や作物への放射能汚染等が心配です。また、仙台地方裁判所で住民訴訟中ですので、仙台地方裁判所の判断が示されるまで、本焼却は中止するよう管理者に働きかけてください。

【請願理由】

30数年前に当池月上宮に設置された西部玉造クリーンセンターは、「誠意ある公害防止対策を確立し、地区住民の不快感を抱かせないよう措置を講じられたい。」などと住民と自治体の合意や「焼却施設の運営に関する申し合わせ」（以下「申し合わせ」）を結び、これらの約束を守り、今日まで運営してきました。

ところが、東京電力福島第一原発事故で発生した放射能汚染農林系廃棄物の焼却は、この「申し合わせ」による地元同意なしに強行されています。

岩出山、鳴子地域は、東京電力福島第一原発事故以降、放射能汚染（特にセシウム）が、大崎の他地域より格段に高く、現在でも、農作物の放射能汚染や健康被害（特に体内被曝）が心配です。本焼却によるこれ以上の放射能汚染は我慢できません。

つきまして、管理者に対して、「申し合わせ」を守るよう、また、仙台地方裁判所の公判中は、焼却は中止するよう働きかけをお願いいたします。

以 上

〔写〕

大崎広域西部玉造クリーンセンター運営に伴う環境保全に関する申し合わせ

平成元年4月1日より供用開始している宮城県大崎市岩出山池月字小黑崎前70番地に設置されている大崎地域広域行政事務組合所有の、大崎広域西部玉造クリーンセンター一般廃棄物処理施設（ごみ焼却場）に関して、地元住民の環境を今後とも守るため、次のとおり申し合わせいたします。

記

- 1, 煤煙については環境基準（煤煙量規制値 $0.15\text{ g/m}^3\text{N}$ 以下）を守ります。
- 2, 運搬中の臭気についても、関係者を指導するなど万全を期します。
- 3, 煤煙や環境の変化による農林業などへの悪化が起きないように必要な対策を講じます。
- 4, ごみ焼却場の機能・設備を変更する場合は地元住民に事前に説明し合意を得るものとする。
- 5, 前項1～4について、住民から不安・疑問が出された場合は直ちにその改善に努めます。

以上

平成19年2月1日

大崎地域広域行政事務組合 管理者 大崎市長 伊藤康志
大崎市岩出山池月上宮行政区 協栄会 会長 阿部忠悦

〔写〕

請願第5号

東京電力福島第一原発事故による放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願書

令和2年9月28日

大崎地域広域行政事務組合議会

議長 相澤 孝弘 様

請願者 大崎市岩出山池月下宮山口前20-12
放射能汚染から子どもを守る岩出山の会
代表 世話人 佐々木 孝
同 鹿股 輝雄
同 阿部 忠悦

紹介議員 大崎地域広域行政事務組合議会議員
小沢 和悦

〔請願項目〕

- 1, 司法の判断を尊重し、仙台地方裁判所の判断が示されるまで本焼却を中止すること。
- 2, 大崎広域西部玉造クリーンセンターは令和4年3月までの営業終了を守り、その後は、地域住民の要望を聞きながら、住民の交流など安全・安心な施設として活用すること。

〔請願理由〕

大崎市などが400ベクレル超の放射能汚染廃棄物を焼却する方針を決めたことにより、大崎地域広域行政事務組合は一般焼却施設での「試験焼却」を行い、7月15日から本焼却を実施しています。

私たち、西部玉造クリーンセンターの周辺住民は、一般ごみとの「混焼」等について、独自に勉強会を行い、放射能は、焼却してもなくなるしないこと、特に「焼却」は、放射能をまき散らすこと、バグフィルターは完全でないことなどを学び、心配しながら生活しています。

現在、放射能汚染物の焼却の危険性について、仙台地方裁判所で公判中です。請願項目について、大崎地域広域行政事務組合議会として、大崎地域広域行政事務組合管理者に、提言くださるよう、お願いいたします。

以上

○議長（相澤孝弘君） 請願第1号から同第5号までの5か件に関し、請願審査特別委員会の審査の経過と結果について委員長報告を求めます。

請願審査特別委員長、13番大橋昭太郎議員。

○請願審査特別委員長（大橋昭太郎君） おはようございます。

請願審査特別委員会の報告をさせていただきます。

本年第3回定例会において、議長を除く全議員の委員をもって構成する請願審査特別委員会が設置され、本委員会に付託されました請願第1号東部斎場整備事業の名称変更等を求める請願、同第2号東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願、同第3号東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願、同第4号「焼却」施設の設置及び運営に関する請願、同第5号東京電力福島第一原発事故による放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願の審査の経過と結果につきまして御報告を申し上げます。

令和2年10月22日に本委員会を設置し、正・副委員長の互選、並びに次回以降の委員会の招集日程及び審査の方法について協議を行いました。

同年11月2日の本委員会では、請願紹介議員、参考人として請願者、説明員として組合当局の出席を求め、それぞれの考えを伺い、慎重に審査を行いました。

請願第1号の紹介議員からは、大崎市古川小野地区に建設する斎場の名称を適切な名称に変更し、現在、涌谷斎場や松山斎場を利用している地域住民の利便性を考慮した斎場を小規模でも整備するよう事業計画を見直してほしいとの趣旨説明がありました。この説明に対して委員からの質疑があり、（仮称）東部斎場は整備事業の名称であるが、これまでの経過を踏まえると事業として成り立たないという考えであるのか、（仮称）東部斎場は事業名称であり、供用開始時の正式な施設名称ではないのではないのかとの問いに対して、現在は仮称であるが、仮称を外すか否かは議会で議論をすればよい、現在の名称は仮称であり決定ではないと理解しているが、西部の加美斎場と（仮称）東部斎場の建設予定地が地理的に近接していることから、新斎場を東部と呼称することは疑問があるとの答弁がありました。

また、組合の計画では、涌谷斎場は令和18年度まで延命化措置を講じていくことになるが、それでも涌谷、美里町、大崎市東部の住民が利用しやすい場所に別途建設できるよう、計画の見直しを求めるのかとの問いに対し、涌谷斎場の延命化計画は知り得ていなかった。令和18年度まで使用するのであれば、今すぐ計画を見直さなければならないというものではないとの答弁がありました。

組合当局からは、4つの建設候補地に関するこれまでの経過や地質調査結果、建設候補地の評価項目及び概算費用の比較などの資料を示しながら、地質及び価格の両面から検討した結果、地質については施設建設に問題がなく、建設費も他の候補地と比べ経費が抑えられる見込みであることから、本年5月1日開催の組合会において、古川小野字新田裏を建設用地に決定し、同月13日開催の議員全員協議会で報告した旨の説明がありました。

あわせて、圏域の将来人口推計、圏域住民の利用実績、既存施設と新斎場の管理運営費の比較、東部斎場とは別に新たな斎場を整備した場合の建設費、今後の衛生施設整備事業費などの資料を示しながら、(仮称)東部斎場については6基ベースで先行整備を行い、対策工事を行った涌谷斎場を継続使用しながら、新たに令和11年度に大崎広域斎場基本計画を策定の際に、人口動態、斎場の利用状況を十分に考慮の上、策定するとの説明がありました。

組合当局の説明に対して委員から質疑があり、主な内容は次のとおりでありました。

斎場は東西2か所にする計画であると認識していたが、令和11年度に改めて斎場基本計画を策定する理由は、(仮称)東部斎場を古川小野地区に建設することが決定したことによるものなのか、東西2か所を包含した上で新たな計画を策定する必要性をどのように捉えているのかとの問いに対して、本年3月に策定した広域市町村計画においては、涌谷斎場の長寿命化や人口動態、利用状況に鑑み、斎場整備を進めることとしているが、(仮称)東部斎場が古川小野地区に決定したことのみならず、大崎地域全体の人口の落ち込みが激しい状況にあることを勘案し、これら全てを包含した形で斎場整備計画を策定するとの答弁がありました。

その後、委員間討議及び討論がなかったことから、請願項目ごとに採決を行い、起立採決の結果、不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第2号から同第5号までの請願について紹介議員から一括して説明があり、主な内容は次のとおりでありました。

①複数の請願提出の経緯として、請願第2号の請願者である桜の目焼却施設での放射能汚染農林業系廃棄物の本焼却を考える会が中央クリーンセンターでの本焼却の停止を求めるので、当該施設以外の焼却施設についても同様の措置を求めるのであれば、同調をお願いしたいと各団体へ声をかけたことによるものである。

②請願第2号については、放射能汚染農林系廃棄物の試験焼却に関する住民訴訟が仙台地方裁判所で公判中であるので、裁判所の判断が示されるまでは本焼却を停止してほしい。焼却施設の空間線量限度値である毎時0.23マイクロシーベルトは、学校等で除染を行う際の下限值であるので、大日向クリーンパーク周辺の空間線量限度値と同じ毎時0.15マイクロシーベルトに統一してほしい。指定廃棄物とされた8,000ベクレルを超えるものについて、放射能の減衰により数値が下がった場合、特措法上、一般廃棄物となるので、焼却予定期間が長期化する懸念があること、また今年の台風19号発生時に指定廃棄物が流されて行方不明になったことも踏まえ、焼却以外の減容化处理の上、国有地等適切な場所に隔離保管するよう組合及び議会から国へ要望してほしい。

③請願第3号については請願第2号とおおむね同じである。

④請願第4号については、請願趣旨の第2点目は請願第2号の趣旨第1点目と同じであるが、請願趣旨第1点目については、組合と締結した「環境保全に関する申合せ」を遵守すること、とりわけ農林業系汚染廃棄物の焼却は申合せ第4項で定める「機能・設備を変更する場合」に該当するものであるので、合意を得ずに焼却しないでほしい。

⑤請願第5号については、請願趣旨の第1点目は請願第2号の趣旨第1点目と同じであるが、請願趣旨第2点目については、令和4年3月の玉造クリーンセンターでの焼却終了後は、地域住民の要望を聞きながら、住民の交流など安全・安心な施設として活用することの説明がありました。

これらの説明に対して委員から質疑があり、主な内容は次のとおりであります。

①対象となる農林業系汚染廃棄物は特措法に基づき処理しているがいかがかとの問いに対して、特措法は8,000ベクレル以下のものは一般廃棄物として地方自治体に処理を義務づけるものであり、焼却処理をなさないといいものではない。処理方法については、環境省が7つの方法を示しているとの答弁がありました。

②内部被曝について、環境省のガイドラインに沿って実施しており、放射性セシウムは検出下限値未満を示しているため、内部被曝の心配はないと思うがいかがかとの問いに対して、体への影響は一律ではなく個人差があるため、不検出であるから大丈夫であるということではなく、ゼロに近ければ近いほどよいというのが専門家の考えであるとの答弁がありました。

③試験焼却において、圏域内の放射線モニタリングポストの測定結果はいずれも毎時0.15マイクロシーベルトに達していないがいかがかとの問いに対して、焼却施設の空間線量限度値が毎時0.23マイクロシーベルトであるので、大日向クリーンパークと同じ毎時0.15マイクロシーベルトに統一してほしい。放射能に関する知識が不足しているため不安があるという状況にあることから、空間線量限度値は低いほうがよいとの答弁がありました。

次に、請願第2号から同第5号までの参考人として出席いただいた各請願者から請願の趣旨や経緯について説明がありました。

主な内容は、地域住民はモニタリングポストの測定値を常に気にかけており、焼却時には子供を外出させたくないとの声もある。内部被曝はゼロでない限り危険である。子供たちは何も知らずに遊んでおり、我々大人が子供たちを守らなければならない。放射能に関して会独自に勉強しているが、不安は拭えない。放射性物質はバグフィルターで全て捕捉されている、あるいは試験焼却で不検出であったので心配ないとの組合の説明をうのみにできない。焼却施設と最終処分場の空間線量限度値が異なるのはおかしい。農林系廃棄物の焼却は、住民への健康被害である。放射能については水俣病やイタイイタイ病と同じ公害であり、後々誤りであったでは済まされない問題であり、悔いを残さない対応を望む。特措法により一般廃棄物として焼却できるとはなっているが、放射性物質がなくなるわけではない。組合が上宮協栄会と締結した申合せを守らない場合、自治体への不信が増大し、今後の焼却施設建設の際、住民の同意を

得るのは困難になるというものなどでありました。

これらの説明に対して委員から質疑があり、主な内容は次のとおりでありました。

①組合と締結した申合せに関して、表題に記載されている環境保全をどのように捉えているのか、また地元住民の範囲はどこまで及ぶのかとの問いに対して、環境保全とは住民が安心して生活を送ることができるものと認識している。地元住民の範囲は狭くは上宮協栄会という町内組織であり、広くは池月地域全体であるとの答弁がありました。

②4つの請願に共通するのが焼却停止、または中止だが、最終的には焼却しないことが本意なのかとの問いに対して、請願第2号の参考人からは、焼却しないことは住民の総意ではなく、行政や保管農家も困っているので焼却やむなしという意見もあり、共通しているのは一時停止である。請願第3号の参考人からは、隔離保管し、焼却停止すべきである。請願第4号の参考人からは、焼却自体に同意できないとの答弁がありました。

③請願第2号の趣旨第3項及び請願第3号の趣旨第3項に記載されている指定廃棄物の隔離保管について、本組合以外の議会に対して要望したのかとの問いに対して、請願第2号の参考人からは、大崎市へは要望したが、国や県には要望していない。請願第3号の参考人からは、涌谷町へ要望したとの答弁がありました。

組合当局からは、農林業系汚染廃棄物焼却に係る経過や焼却処理に係る説明会等の開催状況、住民訴訟及び仮処分申立ての経過などの資料を示しながら、特措法に基づき8,000ベクレル以下のものは一般廃棄物であり、市町が主体的に処理することが定められており、一般廃棄物の共同処理を担う組合では、市町の要請により焼却を実施していること、試験焼却に関する仮処分の裁判所の決定及び試験焼却の結果を踏まえ、一般ごみとの焼却による処理に問題がないことを確認した上で実施していること、また上宮協栄会と締結した申合せ第4項中、「機能・設備の変更」の解釈について、特措法に基づき8,000ベクレル以下のものは一般廃棄物として取り扱われることから、一般廃棄物処理施設として設置されたごみ焼却施設で焼却することは、「機能・設備の変更」に該当しないものと認識していること、なお本項目については現在係争中であり、司法の判断事項であることなどの説明がありました。

これらの説明に対して委員から質疑があり、主な内容は次のとおりでありました。

①市町が農林業系汚染廃棄物を焼却する方針を打ち出したので行わざるを得なかったのではないかと問いに対して、組合は共同処理を行う組織であり、構成市町からの要請があれば、一般廃棄物として焼却処理をするのは組合の業務であるとの答弁がありました。

②本焼却を裁判の公判中に実施する理由は何かと問いに対して、特措法により一般廃棄物とされており、試験焼却における空間線量やセシウム濃度の測定結果も全て基準値内であったことから、本焼却を行うこととしたとの答弁がありました。

③裁判の中で、組合は煙突から出る放射能はゼロであると主張しているがいかかとの問いに対して、組合では一貫して下限値未満であると主張しているとの答弁がありました。

④焼却施設の空間線量限度値である毎時0.23マイクロシーベルトを超えた場合は焼却を

中断するののかとの問いに対して、焼却は当然中断となるが、数値に上昇傾向が見られた時点で調査を行うとの答弁がありました。

⑤焼却施設の空間線量限度値を毎時0.23マイクロシーベルトとする根拠は何かとの問いに対して、国際機関で定める年間追加被曝線量1ミリシーベルトを基に換算した数値である。最終処分場については、各施設の焼却灰が集まり堆積することから、地元住民の強い要望もあり毎時0.15マイクロシーベルトに定めたものであるが、焼却施設の空間線量限度値は毎時0.23マイクロシーベルトで問題ないとの答弁がありました。

⑥指定廃棄物が放射能の減衰により8,000ベクレル以下となった場合、一般廃棄物とされてしまう懸念があるが、国とはどのような協議をしているのかとの問いに対し、指定解除の方針は市町が国と協議するものであり、市町からの情報提供がない限り組合では把握できないとの答弁がありました。

⑦申合せ第4項中、「機能・設備の変更」の解釈について、請願者と組合で異なっているが、どのような場合に該当するのか、具体的に記録したものはあるのか、組合側は話し合いの中で説得ができなかったのかとの問いに対し、記録はなく、組合では設備機器等の変更により焼却施設の処理能力が向上する場合に該当するものであると認識しているが、解釈の違いから合意は得られていない。令和4年に当該施設が供用廃止を予定しているため、それまでに施設の在り方について話し合いをしていきたいとの答弁がありました。

次に、同年11月20日の本委員会では、請願第2号から同第5号までの請願の委員間討議、討論が行われました。

委員間討議では、現在係争中の試験焼却に対する司法の判断が下される前に本焼却を行うのはいかなるものか、司法の判断が下されるまでは本焼却を停止、または中止とするのが各請願共通の趣旨ではないか。空間線量基準値に上昇傾向が見られた場合は、施設の稼働停止に向けた準備を始めるといふことであれば、焼却施設と最終処分場は連動しているため、基準値を毎時0.15マイクロシーベルトに統一しても何ら困ることはないのではないか。指定廃棄物が放射能の減衰により、一般廃棄物として処理が可能になれば、焼却期間が延伸するおそれがあるので、8,000ベクレル以下となっても国が責任を持つという約束を国から得る必要があるのではないか。申合せ第4項中、「合意を得るものとする」の規定は、合意を得られなければ得るまで努力するのが社会常識である。岩出山地域は福島第一原発事故により放射能汚染が高い地域であり、さらに濃度を高める焼却はしないしてほしいというのが住民の強い願いではないか。施設廃止後の跡地活用について、さきの執行部説明で民間売却という説明があったが、民間に売却した場合にどのような形で利用されるか不安があるので、議会が管理者に対して住民の意を酌むよう進言することがあってしかるべきではないかなどという意見が出されました。

採決に当たっては、反対・賛成の立場からそれぞれ1人ずつ討論があり、反対の立場からは①焼却処理は特措法、国のガイドラインに沿って行われており、公判中であることを理由に焼却できないということではないこと。②最終処分場は各地域からの焼却灰が集まり堆積してい

くので、地元住民の不安解消のため、焼却施設よりも低い基準値にしているのであり、焼却施設においては、環境省から示されている基準値である毎時0.23マイクロシーベルトで問題がないこと。③指定廃棄物の指定解除は、国と市町が協議するものであり、構成市町の共同処理事務を担う組合にはそぐわないこと。④上宮協栄会と締結した申合せの第4項について、住民訴訟において係争中であるが、争点となっている「機能・設備の変更」は、設備機器の能力向上によって施設として処理能力が変わることであること。また、当該団体は健康被害のおそれがあり、焼却には賛成できないので、同意なしに焼却しないでほしいと再三にわたり市及び組合へ要請しているとのことであるが、空間線量及び放射性セシウム濃度の測定結果はいずれも基準値内であることなどから不採択とすべきであるとの討論がありました。

賛成の立場からは、①特措法は8,000ベクレル以下は一般廃棄物として処理することを規定したものであり、焼却方針を示したものではない。基準値内であっても放射能は漏れており、内部被曝が心配である。仮処分の決定と公判中の住民訴訟は異なるものであり、本訴訟の判決が最終決定であることから、公判中であれば本焼却を停止するのは当然のことであること。②最終処分場の基準値である毎時0.15マイクロシーベルトは、地元水利組合からの要望により定めたものであるので、焼却施設周辺住民から出ている声も受け止め、焼却施設の基準値である毎時0.23マイクロシーベルトを最終処分場と同様の基準値とすべきであること。③指定廃棄物が放射能の減衰により一般廃棄物となった場合、法律により焼却義務が生じるので、焼却期間の延伸が懸念される。焼却施設を有していない構成市町が負担金を拠出して組合が共同処理を行っていることから、指定廃棄物の指定解除に関して組合がそぐわないということはないこと。④上宮協栄会と組合が締結した申合せについては、空間線量等が基準値内であるか否かが問題ではなく、取り交わした約束を守るのは当たり前のことであることなどから採択すべきであるとの討論がありました。

その後、請願項目ごとに採決を行い、起立採決の結果、いずれも不採択とすべきものと決定いたしました。

以上、本委員会に付託されました請願の審査の経過と結果につきましての委員長報告といたします。

○議長（相澤孝弘君） ただいまの委員長報告は、さきに議長を除く全員で構成する請願審査特別委員会において審査を行ったものでありますので、質疑を省略することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

委員長は議席にお戻りいただきます。

これから討論に入りますが、討論の進め方についてお諮りいたします。

請願第1号から同第5号までの各請願において、それぞれ請願項目が複数上げられておりますことから、討論は請願項目ごとに順次行うこととし、また請願第2号から同第5号までの各請願においては、提出者を異にする同一趣旨の請願項目がありますことから、議事進行の都合

上、お手元に配付しております請願項目の区分表にのっとり行いたいと思います。したがって、さきに討論が行われた請願項目と同一趣旨で提出者を異にする請願項目は討論が行われたものとみなすことにいたします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議ないようでございますので、そのように進めさせていただきます。それでは討論に入ります。

まず請願第1号第1項の部分について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 次に請願第1号第2項の部分について討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 次に請願第2号第1項の部分について討論はございませんか。

それでは、請願第2号第1項の部分について、反対する議員の発言を許します。（「議事進行、議長」の声あり）

富田議員。

○3番（富田文志君） 請願第1号の取りあえず討論がないのですから、採決までやって2号に移るべきだと思いますが、議運でどのように決まったのですか。

○議長（相澤孝弘君） 討論がないからそれを先に採決すべきということですね。

さきに討論に入りますというくだりのお話をしたときに、請願第1号から第5号までの各請願の項目ごとに順次行くと説明をしておりますので、第1号から第5号までの討論が終わった段階で採決をするつもりでおります。それで御理解をいただきたいと思います。

それでは討論に進みます。

山田和明議員。

○4番（山田和明君） 請願第2号東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願ほか請願第3号、請願第4号、請願第5号について、反対の立場から討論をいたします。

初めに、請願第2号第1項、請願第3号第1項、請願第4号第2項、請願第5号第1項についてであります。

農林系廃棄物の試験焼却は、平成30年10月15日から令和元年8月までの期間を実施してまいりました。この間、市民との話し合いについては中間報告や結果報告会を実施し、空間線量及び各種の放射性セシウム濃度の測定結果がいずれも基準値内であったことを報告されております。一般ごみとの混焼による処理についても問題がないことを確認できたことを報告されております。それら実施状況を説明し、意見を伺い、本焼却の処理方針の案についてはより多くの意見をいただけてきたということであり、三本木地域は細やかな単位で、27行政区があるうち25行政区を対象にした意見交換を行ってまいりました。残りの2つの行政区については資料を配布させていただきたいとの要望があり、結果として三本木地域全体において意見交換をす

ることができたのであります。さらに、岩出山地域、鳴子温泉地域、古川地域でも意見交換をすることができたのであります。

第2回請願審査特別委員会における執行部説明資料にありますように、農林系汚染廃棄物の焼却処理に係る説明会等の開催状況にあるように、住民説明会、勉強会、意見交換、施設周辺協議会、行政区説明会、協議、意見交換など129回を開催いたし、十分な説明、意見のやり取りは果たされてきたものと実感をするものでございます。

一方、農林系廃棄物は、腐敗性、害虫、または悪臭の発生や長期の維持が難しいなどの問題があることから、それらを焼却灰にすることで安定した状態で半永久的に監視を続けながら保管ができる。農家からの窮状として早く処理してほしいとの声があるわけでありまして。各地域、各行政区の説明会では、本焼却に当たって意見、要望については配慮事項に盛り込みながら、環境省で定めた基準以上に様々な測定及び調査を行っているところであります。

さて、今回、大崎地域広域行政事務組合で進めている農林系汚染廃棄物の焼却処理についての根拠は、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法、これに基づいた法律と、それに加え、国のガイドラインに基づいて実施しているものであります。今行っている農林系汚染廃棄物の本焼却は、廃棄物処理という法に従って進めるべきものであるということからすると、公判が継続中だということをもってできないということは決してないし、もともと大崎市も差止め請求を受けたわけでありまして、それは棄却されたのであります。今回、請願が提出されましたが、裁判所の判断が示されるまで本焼却を停止、中止することには、そのことから該当しないし、また特別措置法そのものを裁判で争っていないのであれば、焼却停止、中止することには当たらないのではないかと考えておりますので反対討論といたします。

○議長（相澤孝弘君） 次に賛成する議員の発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 私は、請願第2号東京電力福島第一原発事故により発生した放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願の趣旨1及び請願第3号の第1項、請願第4号の第2項、第5号の第1項につきまして、採択すべきものという立場から討論をさせていただきます。

その理由を申し上げます。

第1の理由であります。11月2日の請願審査特別委員会で事務組合事務局は、ここで事務組合事務局とあえて申し上げますのは、当日は管理者も副管理者も出ておりませんでしたので、事務局という表現をさせていただきます。次のように答弁しております。既に司法の判断が下っているというものであります。しかし、司法の判断はまだ下っておりません。これが第1の理由であります。事務組合事務局は、上宮協栄会が平成30年、申合せに反する試験焼却の中止を求めて仙台地裁に出した仮処分申立てが却下されたことをもって司法の判断が下されたとしております。しかし、仮処分というのは、本訴訟が2年とか3年とかという長い期間がかかり過ぎることから、公判抜きで緊急な対応を求めるものでありまして、その結果は却下されたから事務組合側への司法の判断が下されたというものではありません。本訴訟による判決が出

れば、それが司法の判断とされるのであります。それは、仮処分と判決の違いの解説を読めば誰にでも分かることなのであります。

その公判が2年がかりで行われており、今度の公判は12月2日ではありますが、まだ結審の予定ではありません。今、広域行政事務組合側が主張する内部被曝はあり得ない、それは焼却による放射能漏れがないからだとする主張の裏づけが事務組合に求められ、原告の住民側には漏れの有無を確認する測定方法の提案が求められているという段階にあるのであります。そういうときに、事務組合への170名による試験焼却への公金支出差止めを求める住民監査請求も、その却下によって行われている124名の原告による住民訴訟も全く無視して、本焼却が進められているというのが現段階の状況なのであります。

だから、執行部に対するチェック機能を持つ議会に助けを求めてきたと、請願が出されてきたということなのでありますので、採択として司法の判断は下ったのか、下っていないのか確認をし、その上で執行部と議会は話し合うべきだと私は思うものであります。

第2の理由を申し上げます。

事務組合の事務局が司法の判断は示されたとお墨つきをもらったかのように言っている、上宮協栄会と事務組合の申合せを守って、試験焼却を中止させてくれという仮処分申立てを却下した裁判所の却下理由は、別に当事務組合の主張をその却下理由にしたものではありませんでした。却下理由の一つは、この申合せの第4項で、「施設設備等の変更をするときは地元の説明し、合意を得るものとする」と書いてありますが、合意に至らなければならないと、やっぺはならないということが書かれていないというのが却下の理由でありました。これは、法律用語で不作為義務というのだそうであります。

却下のもう一つの理由が0.23マイクロシーベルト/アワーは、放射能の安全基準だと。その水準にまで行っていないのだから受忍範囲だと。つまり我慢できる範囲だというのが却下理由でありました。0.23マイクロシーベルト/アワーは、国際的に認められた安全基準でも何でもありません。当事務組合は安全基準というようなことは言っていないのに、これが却下の理由とされているのであります。裁判所が上げたこの2つの却下理由は、当事務組合の主張しているものでは全くありませんので、上宮協栄会はこれを遺憾かつ不当な処分だと批判しているのであります。

以上、私が採択すべき理由を2つの角度から申し述べさせていただきました。皆さんの賛同をお願い申し上げまして私の討論を終わります。ありがとうございました。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 次に、請願第2号第2項の部分について討論ございませんか。

それでは、請願第2号第2項の部分について反対する議員の発言を許します。

4番山田和明議員。

○4番（山田和明君） 請願第2号第2項、請願第3号第2項は、クリーンセンターの空間線量基

準値を大日向クリーンパークと同じく0.15マイクロシーベルトに変更してほしいということですが、空間線量は一般的に自然界からの放射線量0.04、追加線量として0.19マイクロシーベルトが安全の基準と環境省から示されております。その合計が毎時0.23マイクロシーベルトであるということを私は理解しております。その基準で大崎市、大崎広域でも0.23を基準値として、試験焼却の結果に基づき本焼却を行っている状況であります。

その焼却で出た灰を最終処分場へ搬入しております。安全性を十分に考慮しながら搬入し、焼却期間は7年であり、最終処分場は今後も安全性を長期間確保する必要があります。各地域から焼却灰が集まり堆積することから、大日向クリーンパークの周辺住民の要請により、また地域住民の不安解消のため、毎時0.15マイクロシーベルトという低い基準値にしたということなのであります。クリーンセンターの空間線量基準値について、環境省から示されている0.23マイクロシーベルトを基準値として取り組むことは問題ないことと理解しているので反対討論といたします。

議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 次に賛成する議員の発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 請願第2号の趣旨の2、請願第3号の第2項につきまして、採択すべきという立場から討論をさせていただきます。

処理施設の基準値であります。0.23マイクロシーベルト／アワーを大日向クリーンパーク最終処分場の基準値と同じ0.15マイクロシーベルト／アワーにさせていただきたいと。議会にそのための努力をお願いするという請願の趣旨であります。これに対する事務組合側の答弁は、0.23マイクロシーベルト／アワーというのは、先ほどの請願審査特別委員長の報告では、国際機関が定めたものという報告でありました。しかし、国際放射線防護委員会（ICRP）というのは国際機関ではありません。国連のような国際機関ではありません。イギリスのNPO、民間の学術組織であり、企業などからの資金提供を受けて研究を行っているところであります。この国際放射線防護委員会ですら0.23マイクロシーベルト／アワーは安全基準などとは言っておりませんし、閾値はないという立場を取っているのであります。この事務組合の事務方は、これを0.23マイクロシーベルト／アワーは国際機関の定めた基準なので変えられないという説明を特別委員会で行ったのであります。

一方、最終処分場の大日向クリーンパークの0.15マイクロシーベルト／アワーは、地元三本木の水利組合長から、大崎市が設置した協議会の場でより厳しく0.15にしてくれという要望を受けてこれを基準値としたものであり、科学的根拠は特にないということを当事務組合事務方も認めているところであります。

今日11月30日の9時20分の段階における宮城県内75か所にある放射能モニタリングポストの情報を見てまいりましたら、今日の一番高いところは宮城県内で0.072でございまして、県内に6か所ございました。6か所のうちの3か所が仙南の角田、白石、大河原、そ

してあとの残る3か所は岩出山の伊達な道の駅の0.072, 鳴子の黒崎生活改善センターの0.072, そして涌谷東部クリーンセンターの0.072でございます。仙南につきましては、福島第一原発の事故の現場から非常に近い上、焼却も行った場所であるということ。それに対しまして、大崎の地域の中のこの線量の3か所というのは、明らかに第一原発事故による影響と加えて、焼却による影響が考えられるのであります。

今日の宮城県合同庁舎のモニタリングポストの値は0.035でありました。仮に、この合同庁舎の0.035を0.23になるまで止めないとするならば、約7倍になるまで放置されるということになってしまうのであります。その点、非常に重大な問題であると思っております。

また、11月2日の請願審査特別委員会で事務組合の事務方からは次のような重要な答弁がありました。最終処分場で0.15マイクロシーベルトが測定されたら焼却灰の搬入は止めることになるので、焼却施設も焼却を止めざるを得なくなる。0.1マイクロシーベルトを超え、上昇傾向が見られたら、最終処分場への搬入の停止に向けた準備を始めなければならないという答弁でもありました。私もその説明のとおりだと思うのであります。焼却施設や周辺で0.15マイクロシーベルト／アワーを超えたら、最終処分場に搬入するわけにはいかなくなるのであります。焼却して搬出できないものをどんどん増やすわけにはいきません。焼却施設と最終処分場は連動しておりますので、この請願には無理はないと思っております。そのことを事務方の答弁は物語っていたと思っております。ですから、この請願の趣旨も採択すべきと思っております。皆様の賛同をお願いして私の討論を終わります。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 次に、請願第2号第3項の部分について討論ございませんか。

請願第2号第3項の部分について、反対する議員の発言を許します。

4番山田和明議員。

○4番（山田和明君） 請願第2号第3項、請願第3号第3項、指定廃棄物の処理は焼却以外の減容化処理の上、国有地などに隔離保管するよう組合及び議会から国に申入れをすることについては、大崎地域広域行政事務組合は市町の共同処理事務を担うものであり、その共同処理の一つとして各市町の要請により一般廃棄物の処理をしているのであります。

そもそも大崎地域広域行政事務組合は指定廃棄物は担っていないため、指定廃棄物の処理関係については、国の責任において行うとされております。そのため、国への申入れについては各市町より出すべきではないかと思っております。共同処理を担う行政事務組合にはすぐわないのではないかと思っておりますので反対討論といたします。皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（相澤孝弘君） 次に賛成する議員の発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 請願の趣旨の3，東京電力福島第一原発事故発生後において指定廃棄物とされた放射能汚染廃棄物の処理は焼却以外の減容化処理の上，住民及び環境に不安を与えない国有地等適切な場所に隔離保管するよう事務組合及び議会から国に申し入れていただくようお願いいたしますという内容につきまして，私は採択すべきという立場から討論をさせていただきます。

11月2日の請願審査特別委員会におけるこの件に関する事務組合事務局の考えは，指定廃棄物は国の責任で処理されることになっていると，処理については国と市町で協議することになっていると，協議が調わなければ指定解除を行われたいというものでありました。指定廃棄物は国の責任で処理することになっているのはそのとおりであります，大崎圏域での今の現状は，大崎市内においては県から保管場所の公表もされず，今年の台風19号では鹿島台の志田谷地に保管されているものが流出して，これを探すのに大変だったという実態がございました。大崎市内での高濃度の稲わら保管は，個別的に民有地46か所，700トン以上が保管されており，保管農家からは一日も早い処理が求められているところであります。

大崎平野の大事な水源の一つとなっている加美町の田代岳を候補地の一つとする指定廃棄物の焼却施設を含む指定廃棄物最終処分場の考えを環境省は今もって白紙撤回していないという現実もございます。請願書は，指定廃棄物とされていたものであっても，それが8,000ベクレル以下になると，特措法からすれば一般廃棄物という扱いにされる可能性があること。そうなれば，焼却期間は7年間ではなく，もっと延びることになるのではないかと心配からのものでありますので，私は十分理解できるものと思います。

以上を勘案しますと，請願の趣旨3は，いつまでも放置していないで，国の責任で早急に焼却以外の方法で減容化し，隔離保管してほしいという趣旨であり，採択すべきものであると思います。

なお，この指定廃棄物の件で，11月2日の特別委員会で事務組合事務局から指定廃棄物の処理については広域でなく各市町で対応することになっているという趣旨の説明がございました。この説明は，仙南の亘理町などが8,000ベクレル超の指定廃棄物を環境省と協議の上，コンクリート製の安全な保管施設を造り保管をしていること。その経費一切は，町の負担ゼロで対応されていることを念頭に置いたものかと思えます。8,000ベクレル超の汚染稲わら約73トン保管している涌谷町の3人の農家の方が，7月15日，涌谷町長さんに特措法に基づき汚染稲わらを隔離保管することを求める要望書を提出し，国の負担で隔離保管庫を造り，保管農家から汚染稲わらを運び出すことを求めたとお聞きしております。

保管施設建設費用を亘理町を参考にはじき出した請願団体の方にお聞きいたしましたら，約1億円程度で73トン保管するコンクリート製の保管庫はできるということをお聞きしたところであります。11月2日の請願審査特別委員会における当事務組合事務方の先ほど紹介した説明は，そうしたことも念頭に置いて答弁されたものかと思えます。それにいたしましても，大崎圏域には涌谷町の約73トンのほか，大崎市の約175トン，加美町の約12トン，色麻

町の約1トンが保管されておりますので、この請願の趣旨3を採択した上で国に求めるべきは求め、市町ごとに対応することにするかどうかは、議会として執行部と協議することが最善かと私は思います。

以上、私の採択すべきという立場からの意見を述べさせていただきました。皆様の御賛同をお願い申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございませんか。

[挙手する者なし]

○議長（相澤孝弘君） 次に、請願第4号第1項の部分について討論はございませんか。

請願第4号第1項の部分について、反対する議員の発言を許します。

4番山田和明議員。

○4番（山田和明君） 請願第4号第1項、大崎広域西部玉造クリーンセンター運営に伴う環境保全に関する申合せを守るよう働きかけることについては、まず初めに岩出山地域は原発事故により、山あい面した土地のため、その影響で放射能汚染濃度が高かったことからいまだに地域住民が健康被害にも心を痛めていると思っております。

さて、申合せ事項第4項、「ごみ焼却場の機能・設備を変更する場合は、地元住民に事前に説明し、合意を得るものとする」とありますが、機能・設備の変更については、設備機器の能力向上により処理能力が上がることを指していると推察いたします。請願審査特別委員会での執行部説明では、一般的に機能・設備とは設備機器の能力向上により施設として処理能力が変わることと捉えられるとのことで組合は上宮協栄会へ説明しているが、なかなか意見がかみ合わない状態であります。

住民の同意なしに焼却実施しないでほしいと大崎市及び大崎広域へ要請しておりますが、大崎広域西部玉造クリーンセンターの空間線量及び各種の放射性セシウム濃度の測定結果はいずれも基準値内であり、混焼実績、排ガスの測定結果、焼却灰の測定結果、敷地境界の空間線量、プラットホームの空間線量、これらは全部基準値内であります。放射能物質汚染対処特措法により、8,000ベクレル以下の放射能汚染廃棄物については廃棄物処理法の規定が適用され、一般廃棄物として取り扱われます。一般廃棄物として取り扱われる農林系廃棄物は、安全対策を講じ、適法処理を行っているため、一般廃棄物処理施設として設置されたごみ焼却施設で焼却することは機能・設備の変更に当たらないため、反対の立場から討論いたしましたが、議員皆様方の御賛同をよろしくお願い申し上げます、討論といたします。

○議長（相澤孝弘君） 次に賛成する議員の発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 請願第4号焼却施設の設置及び運営に関する請願、請願項目の1、地元との約束である申合せを守るよう働きかけてくださいということにつきまして、採択すべきものという立場から討論をさせていただきます。

11月2日の請願審査特別委員会において、事務組合側の答弁では、事務組合としては申合

せ第5項の「前項1から4について、住民から不安、疑問が出された場合は直ちにその改善に努めます」の規定に基づいて説明を繰り返し行う努力をしてきたと。よって、約束を破っていないというものでございました。しかし、結果的には、池月協栄会としては納得していないから請願を提出しているのです。

大崎広域西部玉造クリーンセンター運営に伴う環境保全に関する申合せ第3項の「ばい煙や環境の変化による農林業などへの悪化が起きないように必要な対策を講じます」ということからすれば、山菜や江合川の川魚については依然として出荷制限がされているものもあり、西部玉造クリーンセンターを建設した時代には考えられなかったような放射能汚染の現実があります。このことが請願人からも語られておりました。

そして、申合せ第4項のごみ焼却場の機能・設備等を変更する場合は、地元住民に事前に説明し、合意を得るものとするの規定の問題であります。私の前に討論をなされた議員は、この第4項について、ごみ焼却場の機能・設備を変更する場合は機能アップの場合だという話をされました。しかし、この申合せは、以前、玉造の衛生組合と地元の申合せ、それを引き継いだものでありますが、この4項は、広域行政事務組合のほうが文字を1字脱落させてしまった。この4項は「ごみ焼却場の機能・設備等を変更する場合は」という申合せでありました。

ですから、全く想定されていない放射能汚染廃棄物を燃やすというのは、まさに施設利用の変更なのですね。ですから、そのことについては地元の説明をし、合意を得るものとするというのがこの4項なのですね。このことを私はさきの請願審査特別委員会でも申し上げたつもりですので、同じ討論が前の方から繰り返されたのは非常に残念であります。そのところは私はこう思うのです。一般常識からいって住民の合意を得るものとするという規定は、合意を得られなければ得るまで努力するというのが当たり前の話。合意を得られなかったら無視していいということにはならない。これは社会常識だと思うのです。この約束を守るのは人の道です。私は、その点、不安・疑問が出された場合は改善に努力しますという規定でごまかされるものではないと思うのです。

もともと岩出山地域は、平成23年の東京電力福島第一原発事故による放射能汚染度が高いところでありまして、その高いところでさらに放射能汚染を濃くするようなことはしないでくれというのが地域住民の強い要求なのであります。ですから、焼却施設を造るときの初心に戻って、地元住民の合意のないことはやらないでほしいということだと思いますし、議会から管理者側にそのことを示してほしいということだと思いますので、当然採択すべきものと私は思います。それはチェック機能を果たすべき役割を果たすことになるのだと私は確信をいたしております。皆さんの賛同をお願いして私の討論を終わります。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 次に、請願第5号第2項の部分について討論はございませんか。

それでは、請願第5号第2項の部分について、賛成する立場の議員の発言を許します。

5番小沢和悦議員。

○5番（小沢和悦君） 請願第5号東京電力福島第一原発事故による放射能汚染農林系廃棄物の処理に関する請願の請願項目2、大崎西部玉造クリーンセンターは令和4年3月までの営業終了を守り、その後は地域住民の要望を聞きながら、住民交流など安全・安心な施設として活用することにつきまして、採択すべきという立場から討論をさせていただきます。

11月2日の請願審査特別委員会における事務組合事務方の説明では売却したいとするものでありました。これはあまりにもつっけんどんな考えだと私は感じました。と申し上げるのは、あの小黒崎というところは、皆さん御承知のように紅葉のすばらしいスポットであります。かつては、陸羽東線で鳴子方面に向かう際は、秋はあの小黒崎のところで列車のスピードを緩めまして、あのすばらしい紅葉を見ていただくという、それだけすばらしいスポットでありました。それだけに、あの地域が焼却施設建設候補地に上がったときは、チェルノブイリのようなものを造るのは駄目だと反対の声が上がったのを私は今でも覚えております。

それでも、鳴子町と岩出山町からいえば、ちょうどその境だということもあり、頼み込まれて環境保全に関する申合せを結んで造られたのがあの西部玉造クリーンセンターでございました。そういう自然環境、特に観光名所という場所柄でもありますことから、住民の要望を聞いて、住民交流などの安全・安心な施設として活用できるようにしてほしいというのが請願の趣旨であります。

民間売却ということになりますと、高い値をつけたところに売却するのが当然ということになります。資金力に物を言わせて買い取って、その後に迷惑施設などを造られたらとんでもないことになります。私は、地元の役員から、事務組合からは地元で何か要望がありますかと聞かれたことがあると耳にしております。民間売却という話は、地元関係の皆様も驚いていることでもあります。地元の要望をまずお聞きし、跡地利用は考えるということを議会から管理者側に求め、検討していただくことぐらいは当然ではないかと私は思います。

よって、請願項目の2は採択すべきものと思います。皆様の賛同をお願い申し上げ、私の討論を終わります。

○議長（相澤孝弘君） ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） これをもって討論を終結いたします。

これから請願第1号から同第5号までを順次採決いたします。

お諮りいたします。

この採決は項目ごとに区分し、起立により行います。ただし、提出者を異にする同一趣旨の請願項目についてはこれをみなす扱いとすることにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認めます。

これから、請願第1号第1項の部分採決いたします。

請願第1号第1項の部分に対する委員長報告は不採択であります。

請願第1号第1項の部分採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立少数であります。

よって、請願第1号第1項の部分採択することは否決されました。

次に、請願第1号第2項の部分採決いたします。

請願第1号第2項の部分に対する委員長報告は不採択であります。

請願第1号第2項の部分採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立少数であります。

よって、請願第1号第2項の部分採択することは否決されました。

次に、請願第2号第1項の部分採決いたします。

請願第2号第1項の部分に対する委員長報告は不採択であります。

請願第2号第1項の部分採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立少数であります。

よって、請願第2号第1項の部分採択することは否決されました。

次に、請願第2号第2項の部分採決いたします。

請願第2号第2項の部分に対する委員長報告は不採択であります。

請願第2号第2項の部分採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立少数であります。

よって、請願第2号第2項の部分採択することは否決されました。

次に、請願第2号第3項の部分採決いたします。

請願第2号第3項の部分に対する委員長報告は不採択であります。

請願第2号第3項の部分採択することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立少数であります。

よって、請願第2号第3項の部分採択することは否決されました。

次に、請願第3号第1項の部分についてをお諮りいたします。

本請願につきましては、さきに議決した請願第2号第1項と同趣旨のものでありますので、これを同一の議決をしたものとし、不採択とみなすことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認め、不採択とみなすことに決定いたしました。

次に、請願第3号第2項の部分についてをお諮りいたします。

本請願につきましては、さきに議決した請願第2号第2項と同趣旨のものでありますので、これを同一の議決をしたものとし、不採択とみなすことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認め、不採択とみなすことに決定いたしました。

次に、請願第3号第3項の部分についてをお諮りいたします。

本請願につきましては、さきに議決した請願第2号第3項と同趣旨のものでありますので、これを同一の議決をしたものとし、不採択とみなすことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認め、不採択とみなすことに決定いたしました。

次に、請願第4号第1項の部分を採用いたします。

請願第4号第1項の部分に対する委員長報告は不採択であります。

請願第4号第1項の部分を採用することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立少数であります。

よって、請願第4号第1項の部分を採用することは否決されました。

次に、請願第4号第2項の部分についてお諮りいたします。

本請願につきましては、さきに議決した請願第2号第1項と同趣旨のものでありますので、これを同一の議決をしたものとし、不採択とみなすことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認め、不採択とみなすことに決定いたしました。

次に、請願第5号第1項の部分についてをお諮りいたします。

本請願につきましては、さきに議決した請願第2号第1項と同趣旨のものでありますので、これを同一の議決をしたものとし、不採択とみなすことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（相澤孝弘君） 御異議なしと認め、不採択とみなすことに決定いたしました。

次に、請願第5号第2項の部分を採用いたします。

請願第5号第2項の部分に対する委員長報告は不採択であります。

請願第5号第2項の部分を採用することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（相澤孝弘君） 起立少数であります。

よって、請願第5号第2項の部分を採用することは否決されました。

これをもって、本議会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

よって、令和2年第4回大崎地域広域行政事務組合議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会
午後0時05分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年11月30日

議 長 相澤 孝弘

署 名 議 員 富田 文志

署 名 議 員 平吹 俊雄